

まちの情報紙・広報

おおよど

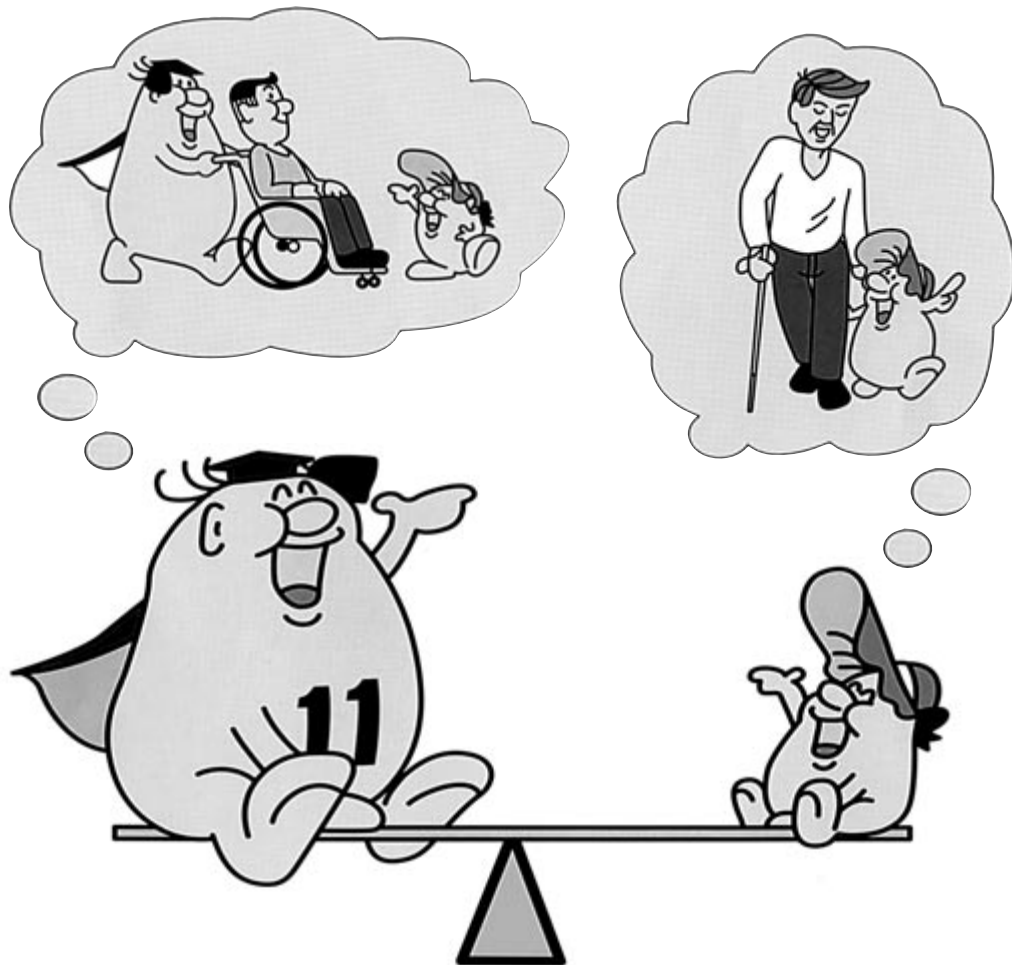


7

Community information of Oyodo
2006 July No.399

7月は差別をなくす強調月間

人どろろしが支えあえる「住みよい街」づくりを



7月は差別をなくす強調月間

7月は「差別をなくす強調月間」・「社会を明るくする運動月間」です。

本町ではこの月間を、人権侵害を許さず、犯罪のない明るい社会を築くことを確認しあつための期間として位置づけ、啓発活動や町民集会などの取り組みを行います。

町民のみなさんには、この主旨にご理解をいただき、ちからをあわせて「住みよい街」づくりを進めましょう。

大淀町でも差別メールが発生

最近、差別はますます巧妙になっています。特にインターネットや携帯電話のメール機能を使い、不特定多数の人に部落差別をおおるものや、外国人、障がい者、お年寄りを社会から排除すべきなどといった意見が発信されています。それもメールでは発信者が特定できにくいという気軽さから、露骨で悪質な表現にな

つており、中には目を覆いたくなるものさえあります。

昨年、本町ホームページにも部落問題にかかる2件の投書がありました。どれも本町が進める人権施策や差別をなくす運動を誹謗中傷し、賤称語で部落住民を落とし込めるなどの内容でした。

本町では広報紙や町民集会などで、いち早くこつした事象を町民に報告し、みんなの課題として考えていただくよう訴えてきたところです。

こつしたメールによる差別投書に限らず、まだまだ人の中には人を見下したり、排除したりする意識が残されています。差別のない「住みよい街」づくりには、こつした現実をしっかりと確認しあうことが大切です。



差別に気づくことから

近ごろ、部落住民や在日韓国・朝鮮人などに対する露骨な差別に出会うことは少なくなりました。しかし、もしも私たちが差別に出会ったとき、「それは差別です。」と指摘できるでしょうか。また日常生活の中で、女性やお年寄り、子どもなどが見下されたり、邪魔者にされたりしている場面に出会ったとき、「それは人権侵害です。」と注意できるでしょうか。こんな時、住民どうしが差別を指摘しあったり、気軽にそのことで話しあったりできる関係を持つことができれば、差別のない「住みよい街」に大きく前進することができるでしょう。

するのは容易なことではありません。むしろこうした場面に出会ったとき、残念ながらもそれが差別だと気づかないことの方が多いのが現実です。

まずは、差別に気づくことから始めたいものです。

人は人として認め合う

「自分」はかけがえない、何よりも大切な存在です。それは立場の違いこそあれ、誰もが同じです。

しかし、差別は人からこの「大切な自分」を奪うものであることを知らなければなりません。そして「大切な自分」を認められないことほど残念でつらいことはありません。

差別に気づくとは、人それぞれの「大切な自分」を認め合うことであり、お互いのその気持ちを大切にしようということから生じる「感じる心(感性)」のことです。

人は人として認め合う。人の気持ちを思いはかることを心がけたいものです。

「差別のない強調月間」を機に 明るく、住みよい街づくりを

「住みよい街」とは人が大切にされる街です。そして、住民どうしが認め合い、支えあえる街です。そこには当然差別は存在しませんし、孤独でさみしい人や生きる希望をなくしている人はいません。

このような、理想社会を実現させるのは他でもない、住民一人ひとりの意欲と

行動です。決して理想で終わらせてはなりません。

「差別のない強調月間」を機に、次のことを提起します。みんなで「住みよい街」の実現をめざしましょう。

- ① 差別の現実を知ろう。
- ② 人を認め合い、人の気持ちを思いやることを大事にしよう。
- ③ そこから差別に気づく感性を育てよう。
- ④ 互いに支えあえる人とのつながりを作ろう。
- ⑤ そして差別や不合理について指摘しあい、語りあえる人間関係へと高めよう。

毎月11日は 「人権を確かめあう日」

大淀町では、県下の市町村とともに、毎月11日を「人権を確かめあう日」として定め、人権を大切にする街づくりをめざしています。

「11日」に限らず、常に互いの人権が守られているのか、確かめあいましょう。



差別をなくす 町民集会

日時

7月22日(土)

開会：午前9時30分

場所

町文化会館あらかしホール

オープニング公演

「韓国伝統打楽器サムルノリ」

マンナム

記念講演

「まちづくり、ひとづくり」

講師：立原啓裕さん

第56回社会を明るくする運動(7月1日～7月31日)

「ふれあいと対話が築く 明るい社会」

地域活動の推進による少年の非行防止と更生の援助

社会を明るくする

運動とは…

社会を明るくする運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力をあわせて犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

本町においても、「青少年の非行問題に取り組む運動」、「差別をなくす強調月間」、「奈良県人権施策に関する基本計画」を実施する関係機関・団体と緊密に連携しながら、地域に根ざした誰もが参加できる幅広い活動を展開し、人権が尊重され、青少年が健全に育成される明るい社会の実現をめざしてさまざまな取り組みを行っています。

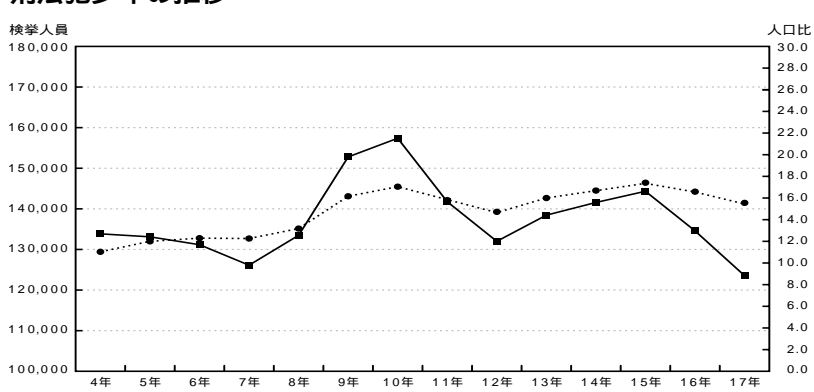
犯罪・非行の現状

戦後、最多を更新してきた刑法犯の認知件数は、平成15年度に減少に転じ、その急増に一定の歯止めがかかった感はあります。しかし、その数は終戦直後の2倍以上の多さであり、依然として深刻な状況に変わりはありません。また、少年の非行、さらには少年が被害者となる事件も社会的な問題です。

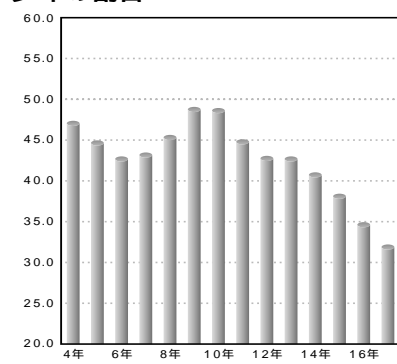
犯罪が発生しない地域社会を築きましょう

このような犯罪や非行が多発する理由には、急速な社会の変化の中で住民同士のふれあいや家族の会話が減るなど、地域社会や家庭が有していた犯罪・非行防止力や教育力といった「地域力」の低下が背景にあると考えられます。また、罪を犯した人や少年非行の更生を促す場も地域社会にほかならず、その更生を本当に効果があるものとするためには、本人の意欲とあわせて本人を取り巻く地域社会の理解と協力を欠かすことができません。

刑法犯少年の推移



総検挙人員に占める少年の割合



年次	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
検 挙 人 員	133,882	133,132	131,268	126,249	133,581	152,825	157,385	141,721	132,336	138,654	141,775	144,404	134,847	123,715
人 口 比	11.8	12.2	12.5	12.5	13.7	16.1	16.9	15.6	14.9	16.0	16.7	17.5	16.8	15.9
総検挙人員に占める少年の割合	47.0	44.7	42.6	43.1	45.2	48.7	48.5	44.9	42.7	42.6	40.8	38.0	34.7	32.0

警察庁生活安全局少年課「少年非行等の概要」による

情報公開制度の運用状況を

公表します

平成17年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）の情報公開制度の運用状況を公表します。

公文書開示請求の件数

6件

請求の内容

- ①平成14・15・16年度の国・奈良県の補助金での学校建設および修繕に関する台帳一式と、歳入・歳出に関する資料一式

②平成16年度の河川などの水質検査結果

- ③2002年1月から2004年12月までに本町で請求された行政書士名による戸籍謄本と住民等職務上請求書
- ④2003年1月から2005年3月までに本町で請求された行政書士名による戸籍謄本と住民等職務上請求書
- ⑤2003年1月から2005年3月までに本町で請求された行政書士名による戸籍謄本と住民等職務上請求書

- ⑥桜ヶ丘小学校建築に関するプロポーザルコンペの入賞案の中で書類部分を除く図面と実施計画における基本図（配置、平面、立面、断面図）

請求の対象となる実施機関

- ①町教育委員会
- ②町役場保健環境課
- ③町役場住民課
- ④町教育委員会

開示決定の内容

- ①部分開示
 - ②回議用紙における起案者の氏名・押印の印影については非開示
 - ③全部開示
 - ④公文書不存在
 - ⑤全部開示
- 不服申立の有無
なし

問い合わせ

町役場総務課



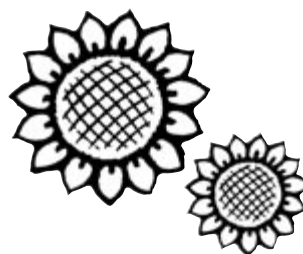
てんいち先生



愛の募金にご協力ください

町更生保護女性会

社会を明るくする運動の一環として、町更生保護女性会が「愛の善意募金」を呼びかけています。集まったお金は、犯罪や非行に陥った人々が立ち直るための援助活動や、子どもたちが健やかに成長できる地域づくりのための活動に使われます。みなさんのご協力をお願いします。



TOWN NEWS

まちの話題

時間を忘れて楽しみました 高齢者運動会



町高齢者運動会が、6月7日(水)に平畑運動公園サッカー場で開催されました。当日は600人以上の人が参加して、パン食い競争や玉入れ、綱引きなど、いろいろな競技に出場して、楽しい1日を過ごされました。

参加した人は、「時間を忘れて楽しむことができました。この高齢者運動会では、たくさんの人と話すことができるので本当に楽しいです。」と話してくださいました。

豊富な経験と知識を地域社会へ 高齢者学級開校式

大淀町高齢者学級開校式が、5月29日(月)に町中央公民館で開催され、272人が参加しました。この高齢者学級事業は、高齢者のみなさんが自主的・積極的にさまざまな学習をして親睦と交流を深める中で、その豊富な経験と知識を地域社会に活かしていただくことを目的に実施しているものです。

開校式当日は、「いのちを輝かせるために」をテーマとして、差別をなくす奈良県宗教者連帯会議の葛城天快さんに記念講演を行っていただき、あらためてやさしさとぬくもりの大切さについて学びました。

また、町老人クラブ連合会と高齢者学級の共催によるゲートボール大会が、6月2日(金)に大淀健民運動場で開催されました。大会には7チームが参加して、良い気候のもとで親睦が図られました。

今後も、学習の中で人といのちの尊さを学び、生きがいと健康づくりにかかわって、さまざまな事業を実施していきます。



高齢者学級開校式の様子。



暖かい気候の中で、ゲートボール大会。





(奥左) 峯 剛史さん(今木)
 (奥中) 大心くん
 (奥右) 絵里さん
 (前左) 桃花ちゃん
 (前右) 乾 志帆ちゃん(口越部)

絵本を読んであげるのが習慣

寝る前に子どもに絵本を読
 んであげるのが習慣になっ
 ているので、図書館には毎週1
 回は来ています。大淀町の図
 書館は児童図書が多いし、子
 どもが床に座って本を読むこ
 とができるコーナーがあるな
 ど、子どものことを考えてく
 れているので、とても良いな
 と思っています。図書館まつ
 りでは、子どもたちもわたし
 たちも親子で楽しめました。



「知・楽・遊の夢工房」がテーマ 第10回図書館まつり

町文化会館は、今年で開館から10周年を迎えました。そして、図書館の新しい可能性を追求してきた「図書館まつり」も10回目を迎えました。この10年間は、地域文化創造の拠点となる図書館の実現に向けて、あらゆることに住民のみなさんと行政とが力を合わせて情熱を注ぎ続けた日々でした。この歩みを紹介する「町立図書館10年のあゆみ展」と本町在住で新鋭のイラストレーター上田隆土さんの作品展が6月10日から18日まで開かれました。

6月17日(土)・18日(日)には「知・楽・遊の夢工房」をテーマに第10回図書館まつりが開催されました。会場となった町文化会館の各会場では、人形劇やさわる絵本展、手作り木工細工、筆に墨をつけて字や絵をかくコーナーなど、多様で魅力的なイベントが催され、たくさんの方が参加して各コーナーはにぎわっていました。

五條・吉野魅惑体験フェスティバル

7月16日(日)に十津川村で
 オープニング
 イベント開催!

県南部の五條・吉野地域12市町村が連携して、本年10月22日まで「“ときめき万華郷”～めくるめく『楽しさ』『おいしさ』『心地よさ』。～五條・吉野魅惑体験フェスティバル」を開催します。

問い合わせ

五條・吉野魅惑体験フェスティバル実行委員会

☎0742-27-8474

<http://www.miwakutaiken.com>

魅惑体験フェスティバルナビゲーター

「ゴジョウ丸&よしのちゃん」

本町でもいろいろなイベントを企画しています。
 この機会に大淀町を再発見してみませんか？
 詳しくは、本紙折込チラシをご覧くださいか、
 大淀町フェスティバル実行委員会へ問い合わ
 せてください。



問い合わせ

大淀町フェスティバル実行委員会

(町役場企画課内)



議 会

だより

平成18年町議会第2回定例会

平成18年町議会第2回定例会が、6月2日(金)から6月13日(火)までの日程で開かれました。今回、町長が議会に報告または提案して可決された内容の概要を掲載します。



報 告 事 項

平成17年度大淀町一般会計継続費繰越計算書の報告について
 平成17年度大淀町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 平成17年度大淀町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 平成17年度大淀町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
 平成17年度有限会社吉野路大淀振興センター決算書及び平成18年度有限会社吉野路大淀振興センター予算書の報告について
 平成17年度大淀町土地開発公社決算書及び平成18年度大淀町土地開発公社計画書の報告について

議 決 事 項

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
 国において人事院規則の一部が改正され、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務の対象が拡大されたことに伴い、本町条例に所要の措置を講ずるものです。
 大淀町税条例の一部を改正する条例
 平成18年7月1日からたばこ税の税率が引き上げられることによるものです。
 大淀町中央公民館等使用料条例の一部を改正する条例
 大淀町中央公民館改修工事に伴い、部屋の名称などが変更されたことによるものです。
 大淀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
 非常勤消防団員等にかかる損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が施行されたことによるものです。
 大淀町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が施行されたことによるものです。

町立大淀病院条例の一部を改正する条例
 平成18年度診療報酬改正に伴い、脳ドック健康診断にかかる料金の適正を図るものです。
 平成18年度大淀町一般会計補正予算(第1号)
 平成18年度大淀町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
 平成18年度大淀町建設残土公的処分地維持管理事業特別会計補正予算(第1号)
 損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについて
 本町と保険会社との間で係争中の介護保険にかかる損害賠償事件について、調停上の和解を成立させるためのものです。
 工事請負契約の締結について
 一般競争入札による森下・仲川特定建設工事共同企業体との契約金額3億1185万円の町立大淀希望ヶ丘小学校増築工事請負契約です。

意 見 書

「仕事と生活の調和推進基本法(仮称)」の制定を求める意見書
 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書

社会教育委員・文化財保護審議会委員が決まりました

平成18・19年度の社会教育委員・文化財保護審議会委員が決まりました。委員の任期は平成20年3月31日までの2年間です。なお、社会教育委員会議の議長には林義雄さん、文化財保護審議会会議の議長には上西優さんが選ばれました。

【社会教育委員(兼公民館運営審議会委員)】

- | | |
|-------|-------|
| 青木 弘行 | 池田 洋行 |
| 上西 修身 | 裏野 陽一 |
| 阪本 修司 | 住谷 豊 |
| 中谷千津代 | 林 義雄 |
| 福塚 忠司 | 古谷伊津美 |
| 溝上 正昭 | 南 文高 |
| 森脇 三郎 | 水撤 義朗 |
| 山本 内匠 | |

【文化財保護審議会委員】(敬称略)

- | | |
|----------|-------|
| 井 道子 | 岩本 富博 |
| 上西 優 | 浦西 勉 |
| 裏野 陽一 | 岸田 文男 |
| 御勢久右衛門 | 小松 常治 |
| 西浦雪華(照子) | 溝上 正昭 |



おいのが育ったまち 佐名伝

吉野川沿いに広がる私たちのまち、大淀町の一番西端の盆地には、佐名伝の集落があります。佐名伝は、昭和27年に大淀町へ編入されるまで、となりのまち五條市の一部でした。

この土地には、はるか4000年前の縄文時代から、私たちの祖先にあたる人々が住んでいました。その痕跡は、そのつど大地に刻み込まれ、現在佐名伝の地中に眠っています。これを考古学者の間では、佐名伝遺跡という名前で呼んでいます。

先日、五條市の文化博物館で保管されている、佐名伝遺跡で発見された土器を見る機会がありました。土器は、コンテナケースにして5箱くらいありました。これらの土器は、五條の郷土史家である堤昭二さんが発見したもので、その中には遠く離れた北日本の地域のデザインを取り入れた、4000年前の縄文土器も含まれています。

2000年前の弥生時代の土器もたくさん拾われています。このころから佐名伝は、吉野川の水運を使って、日本各地

からの来客が行き交う、にぎやかなまちだったのでしょうか。

佐名伝遺跡では、1400年ほど前の古墳時代の土器（須恵器）も拾われていますが、最近の発掘調査では、吉野でも数少ない貴重な発見例として、カマドのある竪穴住居が見つかっています。この地に、煙たなびく住まいのある、のどやかな風景が広がっていたことが証明されています。

ところで、佐名伝の集落に近い、吉野川の川辺に残る小さな池（岩のくぼみ）に、ひとつの言い伝えがあります。むかし、佐名伝に住んでいた「おいの」といふ娘さんが、南都（今の奈良市付近）の興福寺から吉野に修行にやってきた若い坊さんに恋をしました。

二人は仲むつまじくなりましたが、その坊さんは娘の恋心を知りながらも、修行の身と言いつつ、そのまま興福寺へと帰って行きました。失意のうちに娘は、吉野川の川岸にあった池に身投げしてしまったのです。

後日、興福寺に帰った坊さんは、お寺

の近くにある猿沢池で、見慣れた笠が浮かんでいるのを見つけました。おいのがかぶっていた笠でした。

その後、こいつの話が伝わっています。おいのが身投げした池と、興福寺の猿沢池は、池の底でつながっていて、おいの心が笠に乗り移って、水底をとおってはるか遠くの猿沢池にたどり着いたのだ、と。

この池は、「おいの池」と呼ばれて、今も吉野川の川辺に残っています。

町役場に残されている明治時代の地籍図を見ると、佐名伝には「北堂」「堂ノ前」といったお寺にかかわる地名が残されています。このあたりの畑を歩いていると、鎌倉時代の土器のかけらが落ちていくことがあります。

記録によると、鎌倉時代ごろのこの地に、吉野川流域でも屈指の大きな大寺院があったようです。そのお寺の名前は定かではありませんが、興福寺の末寺となっていたことがわかっています。

おいの池の伝承は、すべて史実とは考えにくいですが、佐名伝と興福寺とが関係を持ったころの歴史背景をもと

に、佐名伝に住んだ人々が創造たくましく生み出したものだといえます。

佐名伝の土地は、まちの大半が遺跡地となっています。地面の下には歴史あり。これらの歴史をすべて包み込みながら、佐名伝遺跡はその実態が明らかにされる日を待っています。

町教育委員会・学芸員 松田 度



おいの池



図書館 インフォメーション

暑い日は水が恋しいものです。そんな時は、水あそびなんていかがでしょう？ 頭のとっぺんから水を浴びたらスッキリ良い気持ちです。

図書館からのお知らせ

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	③	4	5	6	7	8
9	⑩	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	②④	25	26	27	28	29
30	31					

■ 文化会館・図書館ともに休みの日
○ ホール・会議室等が使用できない日



こぐまちゃんが、じょうろでお花に水をあげていたはずが、いつの間にか水遊びに…。さらに、しろくまちゃんがホースを持ってきたことから、おもしろさはエスカレート！ たっぷり遊んで、どろんこになった後は、お風呂でシャワー。とっても楽しい水あそびの絵本です。

「こぐまちゃんのみずあそび」

作 / わかやまけん こぐま社



豪華客船で働いているお父さんを持つ主人公と弟のクライブは、双子の兄弟。今年の夏でお父さんが船の仕事を辞めることになり、二人は船に忍びこんで、内緒で航海についていくことにしました。思いきり笑えて、思いきり感動できる冒険の物語です。

「海のはてまで連れてって」

著 / アレックス・シアラー 訳 / 金原瑞人 ダイアモンド社



碧い海が美しい、敦賀の街にひっそりと暮らす青年、河野のもとに突然、ファンタジーと名乗る神様がやってきます。河野は同僚だった女友だちと旅に出ることに…。心やさしい男と二人の女とできそこないの神様が奏でる切ない愛の物語。第130回芥川賞候補作。

「海の仙人」

著 / 絲山秋子 新潮社



川は、人々の暮らしを守り生活の歴史を刻んだ「命の道」です。関西の川の風景を、美しい四季の彩りとともにカラー写真と文章で見る写真グラフィック。関西写真記者協会企画部門「金賞」受賞。美しい写真をゆったりと眺めているだけでも、涼しい気持ちになれますよ。

「水の街道 関西編」

編著 / 産経新聞写真報道局撮影 産経新聞出版

課題図書を貸し出します

小学校低学年

- 『どんなかんじかなあ』
- 『ビーズのてんとうむし』
- 『とくべつないちにち』
- 『あかちゃんてね』

小学校中学年

- 『わたしたちの帽子』
- 『ダニエルのふしぎな絵』
- 『ロボママ』
- 『イシガメの里』

小学校高学年

- 『紅玉』
- 『うそつき大ちゃん』
- 『こんにちはアグネス先生』
- 『ライト兄弟はなぜ飛べたのか』

中学校

- 『空色の地図』
- 『少年は戦場へ旅立った』
- 『走れ！ やすほ』
- 『つぼん縦断地雷教室』

高等学校

- 『その日のまえに』
- 『オリブの海』
- 『オシムの言葉』



EVENT GUIDE

大淀あらかしテレビ 「夏休み子どものだ自慢」 出場者募集!

収録日 8月27日(日)
リハーサル: 正午
収録本番: 午後1時30分
後日、大淀あらかしテレビで放送します。
収録場所 町役場1階町民ホール
対象者 町内在住の幼児(付き添いなしで歌える)~中学生: 15組

申し込み

8月15日(火)必着までに、住所、氏名、年齢、保護者氏名、電話番号、歌う曲、歌手名を明記してはがき、FAX、またはe-mailで申し込んでください。

応募多数の場合、抽選とします。

問い合わせ

町役場企画課「夏休み子どものだ自慢」係
FAX: 0747-52-4310
e-mail: s_kikaku.@town.oyodo.lg.jp

あらかしキッズカーニバル

Special ショー: 轟轟戦隊 ボウケンジャー
Special ステージ: ふたりはプリキュア

と き

7月17日(月・祝日)

1回目: 開場/午前10時30分

開演/午前11時

2回目: 開場/午後2時

開演/午後2時30分

チケット【全席自由】

前売り入場料(当日は300円増)

一般: おとな1200円、こども600円

ペア券1500円、乳幼児200円

友の会: おとな1000円、こども500円

ペア券1200円

友の会は前売りのみです。また、乳幼児券は3歳未満のお子さんの入場に必要です。

問い合わせ

町文化会館(☎0747-54-2110)

チャレンジキャンプ IN 山添 参加者募集!

山添村のキャンプ場で野外活動体験をしてみませんか?

実施日 7月31日(月)~8月1日(火)

場所 自然野外活動センター(山添村)

対象者 町内の小学校4年生~中学生

定員 25人

定員を越えた場合、学年の上の者を優先します。

参加費 4,000円(傷害保険料を含む)

申込期限 7月14日(金)

申込書は町教育委員会社会教育課にあります。

問い合わせ 町教育委員会社会教育課



昨年のチャレンジキャンプの様子。

おはなし会のご案内

(7月のおはなし会)

子どものためのおはなし会

7月16日(日) 午後3時~

7月22日(土) 午後2時30分~

大人のための朗読会

7月23日(日) 午後2時~



Health Guide

けんこうガイド

町保健センター ☎ 0747-52-9403
FAX 0747-52-9404
ホームページからも申し込みができます。
<http://www.town.oyodo.nara.jp>

保健センター

健康相談の日

8月2日(水)です。

- [乳幼児] 午前9時～午前11時
身体計測や、保健師・栄養士による健康や育児についての相談を行います。
- [成人] 午後2時～午後4時
尿検査・血圧測定・保健師や栄養士による健康についての相談を行います。

子育て

子どもの健康診査

- 1 対象児には問診票を送付します。
- 2 料金は無料で、場所は町保健センターです。
- 3 4ヶ月児健康診査でBCG予防接種を同時実施します。



	実施日・受付時間	対象
4ヶ月児健康診査	7月13日(木)・午後1時30分～午後2時	H18.2.16～H18.3.15生まれ
10ヶ月児健康診査	7月14日(金)・午後1時30分～午後2時	H17.8.16～H17.9.15生まれ
1歳6ヶ月児健康診査	7月27日(木)・午後1時15分～午後2時	H16.12.1～H17.1.31生まれ

予防接種

- 1 対象児には予診票を送付します。
- 2 受付時間は午後1時30分から午後2時までです。



		実施日	対象
三種混合	I期初回	7月19日(水) 7月20日(木)	H17.7.1～H18.1.31生まれ
	I期追加	8月11日(金)	H16.2.1～H16.6.30生まれ
麻しん風しん混合	1歳から2歳までに1回接種(第1期)	7月26日(水)	H17.6.30～H17.7.26生まれ

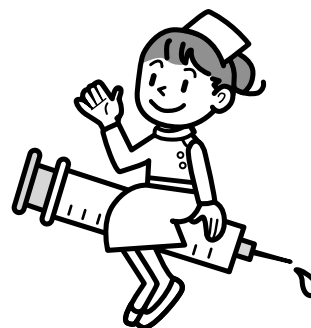
以前の対象で、三種混合、麻しん風しん混合予防接種を終了していない対象内のお子さんも受けることができます。再通知はしませんので、該当する人は前もって町保健センターへ連絡してください。
転入された人は、以前に受けた予防接種について、町保健センターへ連絡してください。

麻しん・風しん混合予防接種(第2期)の対象者が変わります

麻しん風しん混合ワクチンの第2期(小学校入学前の1年間)の対象者のみなさんへ

これまで従来の単独ワクチン(麻しんおよび風しん)を受けた人は、麻しん・風しん混合予防接種(第2期)の対象外とされていましたが、本年度から第2期の対象者として麻しん・風しん混合ワクチンを受けることができます。

日程などが決まりました、対象者に通知します。



ミズノウエルネス大淀

問い合わせ ☎ 0746-34-5501
FAX 0746-34-5502



7月特別プログラム

《プール》「特訓!背泳ぎ!」

	実施日	時間
第1回	7/7(金)	13:30~14:15
第2回	7/14(金)	
第3回	7/21(金)	
第4回	7/28(金)	

《スタジオ》「エアロビクス」

	実施日	時間
第1回	7/10(月)	19:30~20:30
第2回	7/24(月)	

【受講料】

600円(申し込みの際に支払ってください。)

【申込方法】

ミズノウエルネス大淀(町健康づくりセンター)のフロントで申し込みを受け付けます。定員に満たない場合、当日申込(800円)を行います。また、申込後にキャンセルをした場合、返金できませんのでご了承ください。

子どもスイミング教室

《夏季短期教室》

	実施日	時間
第1期	7/26(水)~30(日)	14:00~15:00
第2期	8/2(水)~6(日)	
第3期	8/9(水)~13(日)	
第4期	8/23(水)~27(日)	

対象 小学校1年生~中学生

定員 各期36人

参加費 1期4500円

申し込みの際に支払ってください。

持ち物 水着・水泳帽子・タオル

レンタルは行っていませんので、必ず持参してください。

受付期間 7月21日(金)まで(火曜日を除く)

受付場所 ミズノウエルネス大淀のフロント



参加者募集!

おやこの食育教室

食事は健康な身体をつくるために欠かせないものです。調理実習などを通して、親子で楽しく「食」について考えてみませんか?

日時 8月3日(木)午前9時30分~午後2時

対象 小学生とその保護者
(小学生のみの参加もできます。)

定員 15組

料金 親子で200円(子どものみ参加の場合は100円)

場所 町保健センター

持ち物 エプロン・三角きん

主催 町食生活改善推進協議会

申込 町保健センターへ電話で申し込んでください。

定員になりしだい締め切ります。



奈良県高齢者いい歯のコンクール募集

応募資格

70歳以上で歯の健康な人

応募方法

はがきに郵便番号、住所、氏名、電話番号、生年月日、性別、年齢を明記して応募してください。

応募期限

9月8日(金)まで

応募・問い合わせ先

〒630-8002

奈良市二条町2丁目9-2

奈良県歯科医師会

(☎0742330861)



誰もが住みよいまちをめざして

『リフォームプランおおよど』の取り組み

大淀町では、平成17年度から平成19年度までの3年度間を計画期間とする『リフォームプランおおよど』を策定し、「誰もが住みよいまち」を目標に掲げて、行財政改革に取り組んでいます。今回は、『リフォームプランおおよど』の取り組み内容や成果などについてお知らせします。

みなさんの協力を得て

補助金などを見直しました

町税の前納報奨金、介護保険負担軽減事業、各種補助金などの制度を改めたことにより、対象となる人の給付が減ったり負担が増えたりする場合があります。

改正の理由は、事業や制度の内容、背景、状況などを原点から見直したことによるものですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

便利でわかりやすい役場をめざして

組織改革を実施しました

スリムで効率的な行政組織を構築するために、収入役の廃止、それに伴う財務部の設置、課の統廃合、重複事務の一元化などの組織改革を実施しました。また、新組織の新たな試みとしてお客様の視点による窓口の改善を図り、総合窓口でのワンストップサービスの提供やフロアマネージャーによる窓口の案内を実施しています。



総合案内

『官』から『民』へ

民間委託・指定管理者・PFI制度を活用します

事務事業を行う際に経費の削減やサービスの向上が見込まれるものについては、職員の定員管理の動向を見据えながら、積極的に民間委託、指定管理者やPFIの手法を活用します。

平成18年4月から「健康づくりセンター」の管理運営を指定管理者に移行しました。これまで以上にサービスの向上を図りながら、必要経費を大幅に抑制することができます。

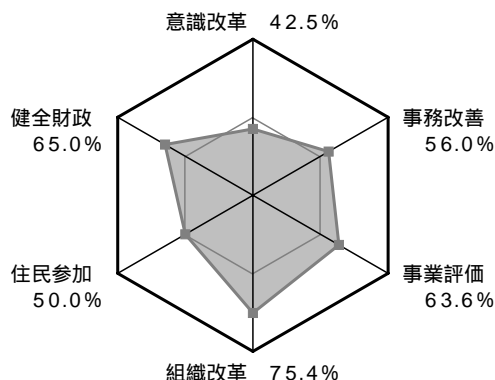


町健康づくりセンター

《指定管理者》地方公共団体(県や市町村)にかわり、公共施設の管理運営業務全般を行う法人その他の団体をいいます。

《PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)》公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して行う手法です。

平成17年度アクションプランの進捗状況



アクションプランの進捗状況
『リフォームプランおおよど』には、改革の基本方針として意識改革、事務改善、事業評価、組織改革、住民参加、健全財政の6つの柱を掲げ、それぞれに具体的な行動としてアクションプランを設定しています。アクションプランは、平成17年度から平成19年度の間を実施しますが、平成17年度の取り組みの進捗状況は、58・7%となりました。



スリムな行政をめざして

収入役を廃止しました

町役場の会計事務をつかさどっていた収入役を廃止し、その事務を助役が兼ねることとしました。これに伴い、今回の組織改革では、収入役の補助組織であった出納課と町長部局の財政担当を統合して財務部財務課を設置して事務の一元化を図りました。

定員適正化計画を策定しました

人件費の抑制を目的に、職員数を計画的に削減することとし、平成18年度から平成20年度までの3年度間における職員の定員管理の方針を「大淀町定員適正化計画」として策定しました。この計画では、平成17年4月1日現在の一般行政職の職員(173人)を平成21年3月31日までに10%削減し155人以内とすることを目標としています。

本町の10%という数値目標は、国が求めている地方公務員の純減目標(4.6%以上)や、全国の市区町村が掲げている純減目標(平成17年4月1日から平成22年4月1日までの5年間におけるもの)の平均値(8%)を大幅に上回る数値です。

給与などを見直しました

職員の給与および手当の見直しを行いました。今回の見直しは国家公務員に準じたものですが、給料や諸手当制度全般にわたる改革であり、給与水準を平均4.8%引き下げました。

また、各種委員会の委員の報酬についても見直し(減額)をしました。

タウンミーティング in 広報

スリムな行政をめざして職員さんの数を減らすんだね。でも、一方で仕事が増えてるって聞くけど大丈夫なの？



う～ん、地方分権や社会の変化でたしかに役場の仕事は増えているんだ。でも町の家計が苦しいから、職員数を減らすなどの対策が必要なんだ。

仕事が増えているのに職員さんの数が減るんだ。だから、私たち住民の協力や民間企業の力(委託)が必要になってくるのね。



なんだかたいへん。でも私たちの町の未来のために今がんばらなくっちゃ！みんなで力を合わせてがんばろう！！



財政基盤の強化に向けて

新たな予算編成ルールを設定しました

これまで、予算編成をするときには、「需要費対前年比 %削減」などといった決まりごとを設定し、経費の節減に努めていました。平成18年度予算編成では基金(貯金)の取り崩し額の上限設定などの新たなルールを設定し、実行することで予算総額を抑制しました。

住民のみなさんの 視点による評価

行財政改革をより住民のみなさんの視点にあつたものとするために、取り組みの進捗状況を定期的に行政改革推進委員会や議会行財政改革検討特別委員会へ報告し、平成17年度の『リフォームプラン おおよど』の取り組みについての指摘や意見をたくさんいただきました。今後は、この貴重な意見をしっかりと受け止め、プランの見直しや平成18年度の取り組みへつなげていきます。

行財政改革に関する資料

行財政改革に関する資料については、町役場新行財政システム推進室または本町ホームページ(<http://www.town.oyodo.nagano.jp>)で閲覧することができます。



問い合わせ先
町役場新行財政システム推進室

福祉医療制度

問い合わせ 町役場ほけん課

本町では、老人、乳児、幼児、心身障がい者、母子家庭の人に対する医療費の助成を行っています。助成の対象となる人は、本町に住所を有する健康保険の加入者で、それぞれの制度の要件を満たす人です。要件を満たす人は医療費の助成を受けることができますので、町役場ほけん課に申請してください。

また、本年7月31日で有効期限が切れる医療費受給資格証を持っている人で更新を希望する人は、町役場ほけん課に申請してください。

福祉医療制度には、本人・配偶者・扶養義務者に対する所得制限などがあり、申請後に所得などを確認します。

申請に必要なもの

助成の対象者を記載している健康保険証
心身障害者医療費助成制度・重度心身障害者老人等医療費助成制度の場合は、1・2・3級の身体障害者手帳、またはA判定の療育手帳
平成18年1月1日現在で他の市町村に住所を有していた場合は、平成18年度課税分の本人・配偶者・扶養義務者の課税証明書、または非課税証明書(平成18年1月1日現在で住所を有していた市区町村で証明書発行の手続きが必要です。)
助成金振込口座登録のための金融機関の通帳(郵便局を除く)
印鑑

注意事項

【助成金の支給について】

県内医療機関で診療を受けた場合

自動償還で助成金を支給します。「医療機関」、「薬局」、「柔道整復施術所」の窓口では必ず医療費受給資格証を提示してください。この提示がない場合、自動償還での助成金の支給が受けられません。

《自動償還》医療保険の自己負担分を支払った後、1か月分の支払額から一部負担金を差し引いた金額が、登録している口座に振り込まれる給付方法。県外医療機関で診療を受けた場合、および県内で医療費受給資格証を提示しなかった場合
領収書を持参のうえ、町役場ほけん課で助成金の請求をしてください。

【その他】

福祉医療制度には、本人・配偶者・扶養義務者に対する所得制限などがあります。そのため、所得更正が行われた場合、さかのぼって受給資格を失うことがあります。この場合、すでに助成された医療費は返還していただくことになります。

乳幼児医療費助成制度には所得制限はありません。国民健康保険から社会保険に変更するなど、現在使用している健康保険証に異動がある場合、必ず町役場ほけん課に届け出てください。医療機関の窓口での支払いが困難な場合は、町役場ほけん課に相談してください。



福祉医療制度(医療費助成の対象者および一部負担金)

助成制度名	対 象 者	一 部 負 担 金
老人医療	昭和15年7月31日までの生まれの70歳未満の人で、本人・配偶者・扶養義務者ともに市町村民税所得割非課税の人	保険対象となる医療費の1割
乳幼児医療	通院：0～2歳児 入院：0歳児～就学前	通院：1か月につき 500円 入院：1か月につき1,000円
心身障害者医療	65歳未満で1・2・3級の身体障害者手帳、またはA判定の療育手帳を所持している人	1 2週間未満の入院の場合、1か月につき500円になります。
母子医療	母子家庭の母と18歳未満の児童、およびこれに準じる人	2 大淀病院などは診療科ごとに一部負担金が必要になります。
重度心身障害老人等医療	65歳以上で1・2・3級の身体障害者手帳、またはA判定の療育手帳を所持している人、および母子医療費助成制度に該当している人	3 3級の身体障害者手帳を持っている人は、一部負担金を差し引いた金額の半額になります。



老人保健制度

問い合わせ 町役場ほけん課

～ 医療費負担割合が変更になる人は手続きが必要です ～

老人医療受給対象者が保険医療機関にかかった場合、医療費の自己負担割合は、1割と2割(本年10月1日から1割と3割)に区分されます。本年8月1日から1年間の医療費負担の割合は、平成17年中の所得を基準として決定するため、負担割合が変わる場合があります。

医療費負担割合が変更になる人には、7月中に通知を行いますので、必ず医療受給者証の交換を行ってください。なお、医療費負担割合が変わらない人(通知を行いません)は、手続きを行う必要はありません。

2割負担 (本年10月1日から3割負担)	一定以上所得者	現役世帯の平均的収入以上の所得がある人(基準課税所得額が145万円以上の人)とその世帯に属する人(ただし、年収が複数世帯などで520万円未満、単身世帯で383万円未満の人は届出をすることで一般の区分となります。)
1割負担	一般	一定以上所得者にも町県民税非課税世帯にも当てはまらない人
	低所得	その属する世帯の世帯主および世帯員全員に町県民税が課されない(非課税)人
	低所得	その属する世帯の世帯主および世帯員全員に町県民税が課されない(非課税)人であって、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人

金額は本年8月1日以降のものです。

- 1 年度途中で所得更正などが行われた場合、8月1日にさかのぼって負担割合が変わる場合があります。
- 2 平成18年度に町県民税非課税世帯の人で8月1日以降に入院する場合、新たな「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要になりますので、必ず申請を行ってください。

～ 交通事故に遭われたときには、示談の前に必ず届出をしてください～

交通事故など、第三者の行為でケガや病気をしたときには、老人保健で診療を受けることができます。医療費は加害者が全額負担するのが原則ですが、老人保健で一時的に医療費を立て替えた後で、加害者に請求することになります。



サムの

おしゃべり ENGLISH



大淀中学校英語指導助手の
マリッサ・サミュエルさん

Saraba

It's been just about two years since I came to Japan. I am sad to say that now it's time for me to go home to America. I've had many wonderful experiences in Japan, and through all of it I was happy to be living in Oyodo. Oyodo was a perfect place for me. It is right between the big cities and the deep country, so I could easily explore both the urban and rural sides of modern Japan.

For me, for a while, Oyodo was home. I will look forward to the time in the future when I come back to visit Oyodo, my second home.

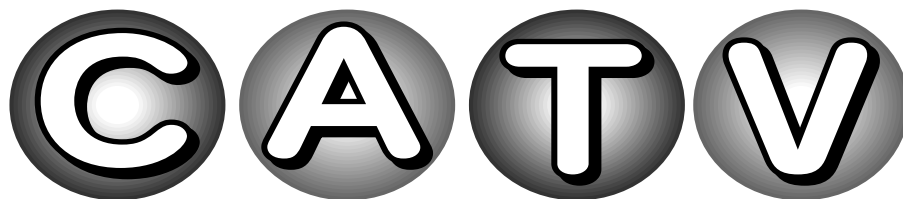
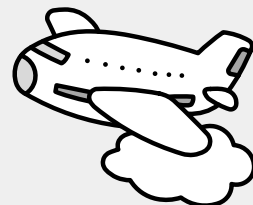
This is my next to last piece in the Oyodo Town Newsletter. By the time the August issue comes out, I will be back in America. So, though I will write once more, while I am still here, I wanted to take this chance to say to the whole town, Goodbye, and Thank you.

さらば

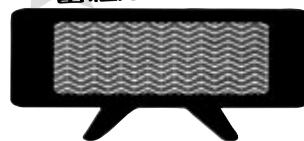
日本に来てもう2年が過ぎようとしています。残念ながら、アメリカに帰るときがやって来ました。日本でたくさんのすばらしい経験をしてきました。この2年間、大淀で生活できたことは幸せでした。僕にとって、大淀は理想の町でした。大淀は大都会とすごい田舎の間にあるので、現代の日本の両面を簡単に体験することができました。

僕にとって、この2年間、大淀は故郷のようでした。いつかまた僕の第二の故郷、大淀町に戻って来れるときを楽しみにしています。

次回の広報紙への寄稿が最後になります。(本紙)8月号が出る前に、僕はアメリカに帰ってしまいます。ですから、また8月号でお目にかかりますが、大淀にいる間にこの機会を借りて大淀のみなさんに「さよなら」そして「ありがとう」と言いたいと思います。



見たいチャンネル
番組がきっとある



梅雨が終われば、いよいよ夏です!

大淀あらかしテレビでは、町内で行われた行事、イベントなどを放送しています。

7月は、

「差別をなくす強調月間および社会を明るくする運動月間の啓発」

「保育園児がプールあそび」

「魅惑体験フェスティバルが開幕」

「町ボランティア連絡協議会総会」

などを放送する予定です。

大淀あらかしテレビを視聴するには、こまどりケーブルへの加入が必要です。ぜひ加入してください。

本町ホームページ(<http://www.town.oyodo.nara.jp/>)で毎週の番組を案内していますのでご覧ください。

【大淀・吉野川花火大会を生中継!】

町役場と大淀消防署屋上に設置するお天気カメラ(固定カメラ)で、夏の風物詩「大淀・吉野川花火大会」の様子を生中継します。

今回初めての試み、さてどんな映像をお伝えできるでしょうか?

中継日時 7月22日(土)午後8時開始予定

問い合わせ先

大淀あらかしテレビの番組に関すること
町役場企画課

こまどりケーブルの加入・キャンペーン・
の内容に関すること

こまどりケーブル ☎0120-667-740

児童手当制度

- 支給対象年齢が小学6年生までに拡大されます
- 所得制限が引き上げられます

本年4月1日から児童手当制度が拡充されました。

支給対象年齢が、これまでの小学3年生(9歳到達後最初の年度末)までから、小学6年生(12歳到達後最初の年度末)までに拡大されました。また、あわせて所得制限が引き上げられました。

新たに児童手当を受ける児童の保護者については、市町村の窓口(公務員は勤務先)で、認定請求等の手続きが必要となります。

なお、改正に伴う新規請求等は、平成18年9月30日まで受け付けたものに限り、特例的に4月1日(または支給要件に該当した日)にさかのぼって支給されます。

平成18年度に小学4年生の児童がいる保護者

これまで当該児童にかかる児童手当を受給していた保護者は、手続きをする必要はありません。(現況届は提出してください。)

これ以外の保護者で、受給資格がある場合は認定請求の手続きが必要となります。

平成18年度に小学5年生または6年生の児童がいる保護者

これまで児童手当を受給していない保護者は認定請求の手続き、児童手当を受給していた保護者は額改定認定請求の手続きが必要となります。

これまで所得制限のために児童手当を受給していない保護者

所得制限の引き上げにより、新たに児童手当を受給できる場合があります。該当する保護者は認定請求の手続きが必要となります。

【認定請求書に必要な添付書類】

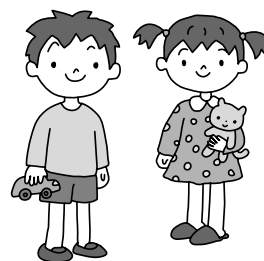
申請者の健康保険被保険者証等の写し(申請者が厚生年金等加入者の場合)

申請者名義の銀行の預金通帳の写し(郵便局を除く)

平成17年度および平成18年度の課税証明書、または児童手当用所得証明書(控除内訳扶養人数の記載があるもので、大淀町に平成17年1月1日および平成18年1月1日現在で住所がなかった場合)

所得が一定額以上の場合、児童手当等が支給されないことがあります。

問い合わせ 町役場少子高齢化社会対策課



児童手当って何？

児童手当制度は、児童を養育している人に手当を支給することで、家庭における生活の安定を支えるとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成と資質の向上に役立たせることを目的としています。

支給期間は？

児童手当の支給は、認定請求書を提出した月の翌月から開始され、受給資格を失った月で終わります。

支給金額は？

第1子	...5,000円
第2子	...5,000円
第3子以降	...1万円

(一人につき)

児童手当を受給するには？

出生、転入などで新たに手当を受給するには、町役場少子高齢化社会対策課の窓口で「認定請求書」を提出することが必要になります。

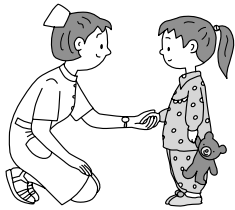
現況届を提出していない人は、必ず提出してください。



大淀病院からののお知らせ



入院看護体制が
変わります！



小児科

本年7月から、小児科の病室が2病棟1階に移転することになり、入院可能人数が制限されます。

お子さんの入院にあたって、迷惑や不自由をおかけすることがあるかもしれませんが、従来どおりスタッフ一同懸命につとめますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

分娩予約は
お早めに！



産科

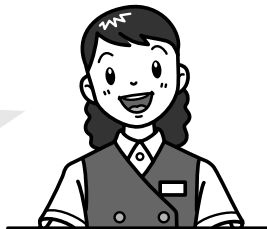
周辺地域の産科施設閉鎖に伴い、大淀病院での分娩^{べん}予約が増加しています。

このため、分娩予約を制限しなければならない状況になっていますので、分娩を希望する人は早めに予約申し込みをしていただくようお願いいたします。

予約受付時間 平日午前8時30分～午後5時

電話での分娩予約もできます。

看護師・准看護師の募集を行っています。
また、臨時職員（パート）も
同時募集しています。
詳しくは、町立大淀病院庶務課まで。



町立大淀病院

☎0747-52-8801

子育てサークルちびっ子ランド

子育てを支援する町の事業で、延明保育園に委託して事業を実施しています。

日 時 毎週月曜日：パンダクラス(0・1歳児)

毎週水曜日：ウサギクラス(2歳児以上)

どちらも午前10時から午前11時30分までです。

場 所 延明保育園あそびの森子育て支援センター

持 ち 物 水筒・お手ふき・参加費(大人1人につき100円)

1 各クラスはすべて申込制です。

2 月・火・水曜日は「あそびの森」の開放日です。

自由に利用してください。申し込みは必要ありません。

時間は午前10時から午後2時までです。

育児相談 育児相談は随時受付をしています。希望者は、

延明保育園に直接申し込んでください。

問い合わせ先 延明保育園 ☎0747-52-0388

パンダクラス	8/7(月)	水あそび(雨の場合、サーキットあそび) ・子育てMemoryの撮影日
	8/14(月)	お休みです
	8/21(月)	水あそび(雨の場合、サーキットあそび)
	8/28(月)	お休みです (あそびの森は開放しています。)
ウサギクラス	8/29(火)	お誕生日会(8月生まれのお子さんを募集します。参加希望の人は8月23日(水)までに子育て支援センターに申し込んでください。)
	8/2(水)	お休みです
	8/9(水)	水あそび(雨の場合、サーキットあそび) ・子育てMemoryの撮影日
	8/16(水)	お休みです
	8/23(水)	水あそび(雨の場合、サーキットあそび)
	8/29(火)	お誕生日会(8月生まれのお子さんを募集します。)
8/30(水)	お休みです (あそびの森は開放しています。)	



施設サービスおよびショートステイを利用のみなさんへ

介護保険

施設サービス・ショートステイを利用している場合、居住費・食費の利用者負担は、低所得者に対して低く設定されています。申請をすることで認定証が交付されますので、交付された認定証を施設に提示することで利用者負担額が低くなります。

現在交付されている認定証は、本年6月末で有効期限が満了します。本年7月から、新年度の課税状況に基づいて認定証が交付されます。平成18年度課税状況が下記の条件に該当する人で、介護の施設サービスおよびショートステイを利用する人は必ず申請をしてください。



(単位：円)

対象者 (本人および世帯全員が町民税非課税であり、かつ下記に該当する人)		居住費					食費
		多床室	従来型個室		ユニット 準個室	ユニット型 個室	
			特別養護 老人ホーム	老人保健施設 療養型施設			
第1段階	老齢福祉年金の受給者、生活保護受給者	0	320	490	490	820	300
第2段階	合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	320	420	490	490	820	390
第3段階	利用者負担段階が第2段階以外の人	320	820	1310	1310	1640	650

税法改正に伴い、老年者の非課税措置が廃止されることで、保険料所得段階区分が上がる人については緩和措置があります。詳しくは、町役場福祉介護課介護保険係にお問い合わせください。

問い合わせ 町役場福祉介護課

相談

心配ごと合同相談

日時 毎月第2・第4水曜日
午後1時～午後4時
場所 町社会福祉協議会
問い合わせ 町社会福祉協議会
☎0747③0589

無料法律相談(3町巡回)

日時 7月14日(金)
午後1時～午後4時
場所 吉野町役場
問い合わせ 吉野町役場町民課
☎0746③3081

日時 8月16日(水)
午後1時～午後4時
場所 下市町役場
問い合わせ 下市町役場住民福祉課
☎0747②0001

日時 9月16日(金)
午後1時～午後4時
場所 大淀町役場
問い合わせ 大淀町役場住民生活課
☎0747②550(要予約)

無料法律相談

日時 毎週木曜日
午後1時～午後4時
場所 南和法律相談センター
(五條市今井ナントビル2階)
予約受付 月曜日～金曜日
午前9時30分～正午
午後1時～午後4時
問い合わせ
南和法律相談センター
☎0747③5234

消費生活相談

日時 毎週火曜日
午後1時～午後4時
場所 吉野町役場(7月～9月)
問い合わせ 吉野町役場町民課
☎0746③3081

住宅増改築相談

日時 9月16日(土)
午前9時～午後4時
場所 大淀町中央公民館
問い合わせ
県建築協同組合中吉野支部
☎0747②9971

無料交通事故相談

日時 毎月第2火曜日
午前10時～午後3時
場所 大淀町役場
問い合わせ 町役場住民生活課

児童相談

日時 8月4日(金)
午前10時30分～午後4時
場所 下市町保健センター
問い合わせ 高田児童相談所
☎0745②6079



国民健康保険税本算定

7月は国民健康保険税の決定時期です。保険税はみなさんが病气やケガなどをしたときの医療費をはじめ、国民健康保険運営の大切な財源になりますので、保険税の納付をよろしくお願いします。

送付対象者および送付内容

以前から国民健康保険に加入している世帯、平成18年4月以降に取得および喪失された世帯に通知が届きます。通知内容は、国民健康保険税決定通知書と納付書【第1期（7月）～第9期（3月）の9回分】です。

国民健康保険税決定通知書には世帯の平成18年度国民健康保険税が記載されています。各納付書には納期限がありますので、納め忘れないように注意してください。

なお、平成18年度から税率および納付回数が変更となりました。国民健康保険税算定や、制度に関する詳細は、本紙折込の広報「こくほ」で紹介していますので、参考にしてください。

問い合わせ

町役場ほけん課

国民年金保険料免除申請の受付を開始します

平成18年度国民年金保険料免除申請の受付を開始します。申請を希望する人は、お手元の年金手帳・印鑑を持って、町役場ほけん課の窓口へお越しください。

なお、平成18年1月1日時点で本町に住民票のない人は、前住所地で、所得を確認できる「課税証明」などを取って町役場ほけん課の窓口に参加してください。

また、平成17年1月以降で、離職・退職のある人は、「雇用保険受給者証」や職業安定所所長の公印が入った「離職票」の写し、共済組合加入者であった人は、「退職辞令書」の写しなども提出してください。

注意事項

① 継続免除申請を利用して、承認を受けている人は、申請をする必要はありません。

② 前年度分の免除申請を希望する人は、7月中に手続きを行ってください。

問い合わせ

町役場ほけん課

大和高田社会保険事務所

町文化会館が全館禁煙になります

受動喫煙（他人のたばこの煙を吸わされること）の防止を義務付ける健康増進法が平成15年5月1日から施行されて以来、県下では未成年者の喫煙防止をテーマとしてさまざまな取り組みが行われています。

また、本町では小・中学校、幼稚園、保育所での敷地内禁煙が平成16年9月から実施されています。

このような状況の中、町文化会館では、本年9月1日から全館禁煙を実施します。みなさんのご協力をお願いします。



花火は大人といっしょにね

夏のすてきな思い出を残してくれる花火。でも、花火が原因で火災になることもあります。花火をするときには、次のことに注意しましょう。



① 必ず大人が付き添い、子ども

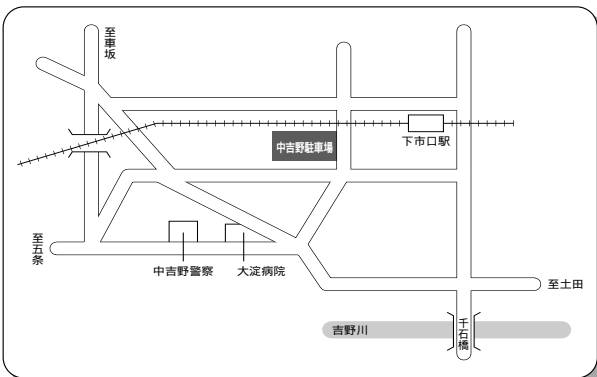
だけでは花火をさせないこと。
② 周りに燃えやすい物のない場所で花火をすること。

③ 水バケツを準備して確実に火を消すこと。
④ 風の強い日は花火をしないこと。

中吉野広域消防組合消防本部
大淀消防署
火災・救急は119

http://www.nakayoshino.or.jp/

通勤・通学などに中吉野駐車場を利用してください



使用料金
1回 300円

利用時間
24時間

問い合わせ 町役場総務課



電話番号案内

町 役 場	0747-52-5501
大 淀 病 院	0747-52-8801
水 道 部	0747-52-0137
大 淀 消 防 署	0747-52-1199
教 育 委 員 会	0747-52-1522
町 中 央 公 民 館	0747-52-1524
保 健 セ ン タ ー	0747-52-9403
老人福祉センター	0747-52-9733
桜ヶ丘総合センター	0747-52-5402
桜ヶ丘児童館	0747-52-8319
旭ヶ丘総合センター	0746-32-5189
杉本記念文化センター	0746-32-2489
平 畑 体 育 館	0747-52-6234
南和広域美化センター	0747-52-3253
一般廃棄物処理施設(西ヶ峰)	0747-52-8419
文 化 会 館	0747-54-2110
図 書 館	0747-54-2120
大淀町社会福祉協議会	0747-53-0589
訪問看護ステーション	0747-52-1941
中 吉 野 警 察 署	0747-53-0110
吉野路大淀iセンター	0747-54-5361
健康づくりセンター	0746-34-5501
シルバー人材センター	0747-54-5522
ふれあい活動センター	0747-54-5533

善意銀行だより

今回、次の方から善意が寄せられました。

社会福祉へ
金1,000円
匿名

ありがとうございました。当該事業に有意義に使わせていただきます。



自衛官採用説明会

国家公務員(防衛庁自衛官)の各種試験種目や入隊後の生活などの説明会を行います。

吉野川マナーアップキャンペーンを開催

吉野川マナーアップキャンペーンが、7月21日から8月31日までの期間中に開催されます。これは、美しい吉野川を守るため、ごみの持ち帰りなどのマナー向上を呼びかけるものです。みなさんのご協力をお願いします。

町役場民生生活課

本紙6月号20ページ「はつぴいすまいる」の記事に誤りがありました。おわびして訂正させていただきます。

(正) 異唯菜ちゃん
(誤) 異唯菜ちゃん

おわびと訂正

五條市自治会館
7月25日(火)・26日(水)
午前10時～午後4時
御所市アザレアホール
7月28日(金)
午後1時～午後4時
問い合わせ
自衛隊五條募集事務所
☎0747-3789

8月は電気使用安全月間です

電気はムダなく安全に使いましょう

主催：全日本電気工事業工業組合連合会
関西電気工事工業会
奈良県電気工事工業組合

大淀吉野川花火大会

7月22日(土) 下淵 千石橋上流

小雨決行

(河川増水の場合は中止します)

ボランティアを募集しています

住民のみなさんからご協力をいただき、イベントを盛大に行うため、ボランティアを募集しています。

連絡先
町商工会
(☎0747-52-9555)
または、町役場建設産業課



Contents

7月は差別なくすまいる

人どうしが支えあえる「住みよい街」づくりを2

TOWN NEWS ...6

まちの話題

議会だより ...8

おおよど歴史物語 1

おいのが育ったまち 佐名伝9

Health Guide
けんこうガイド ...12

誰もが住みよいまちをめざして
～「リフォームプランおおよど」の取り組み～14

福祉医療制度 ...16

老人保健制度 ...17

児童手当制度 ...19



表紙の写真

とても暑い日が続いていますね。プールが恋しくなる時季ですね。表紙の写真は町立第一保育所で撮影したもので、「ミリオンベル」という名前の花だそうです。

FACE



いしもと こうへい
石本 耕平さん
(耇陽館勤務・26歳)

😊 このコーナーでは、町のがんばっている人を紹介します。

精神障害者の方々の就労のお手伝い
耇陽館で働き始めて2年くらいです。耇陽館は精神障害者小規模作業所であり、精神障害者の方々の就労をサポートすることを目的としています。利用者の方々と接する際には、言葉遣いに気をつけています。普段何気なく使う言葉でも、その人を傷つけてしまうこともあります。

「ずっと耇陽館を利用し続けたい」という声にこたえたい

耇陽館は約20人の精神障害者の方々が利用されていますが、「耇陽館に来るのが楽しみ。」という声を聞くと、本当にうれしいです。

現在、障害者自立支援法が施行された中で、「耇陽館を利用したい。」という声にこたえて、耇陽館が存続できるようにがんばりたいです。また耇陽館の活動に興味を持った方は耇陽館(☎0747-52-2138)に連絡してください。

はっぴい あまいる



なかにし あさひ
中西 亜紗妃ちゃん
(平成16年4月26日生まれ)

父からのコメント

亜紗妃ちゃん、最高!

(北野)

😊 あなたからの「すまいる」の写真をお待ちしています。お申し込みは町役場総務課まで。

MY TOWN OYODO

のうごき

平成18年5月31日現在

人口	20,684人 (-40)
男	9,925人 (-27)
女	10,759人 (-13)
世帯数	7,541 (-2)
()内は前月との比較	



花

梨花



木

アラカシ

大淀町民憲章(平成3年11月1日制定)

わたくしたちは、吉野の、川と緑の恵みを守り、豊かな文化と活力ある南和の中核都市をめざし、この憲章を制定します。

1. わたくしたちは、緑と水と心のきれいな町をつくります。
1. わたくしたちは、互いに人権を尊び、共に生きるあたたかい町をつくります。
1. わたくしたちは、すぐれた郷土を愛し、文化と教養の香りたかい町をつくります。
1. わたくしたちは、スポーツに親しみ、健康で仕事に励む活気ある町をつくります。
1. わたくしたちは、老人を敬い、子どもの夢を育て、生きがいのある町をつくります。

